

箕面商工会議所情報誌「商工会議所みのお」配送業務仕様書

1、履行期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日

(令和7年5月号～令和9年4月号、12回 / 年発行)

2、業務内容

(1) 箕面商工会議所情報誌「商工会議所みのお」(以下 情報誌「商工会議所みのお」という。)

同封物の集荷

(2) 配送に伴う宛名シール貼り

(3) 封入作業

(4) (1)～(3)完了後、配送

3、配送物の主な内容

情報誌「商工会議所みのお」および同封物

4、配送部数 2025年1月現在(随時部数変動有)

箕面市内 1,014部、うち止々呂美3部・森町14部

箕面市外 186部 うち大阪府内 165部・大阪府外 21部

※現在キューズモール 139部(一括納品)

合計 約 1,370部 納品

5、配送の範囲

箕面市内全域とするが、箕面市外の宛先を186部含む。

6、配送物納入日

発行日(毎月1日)の3営業日前の正午まで

7、配送の期間

情報誌「商工会議所みのお」納入日から6日以内で完了すること。

(例)29日正午納品→翌3日中に配送

8、その他

船場東地区へ優先的に配送すること

9、遵守事項

- (1) 配送物は責任を持って配送すること。配送できなかったものについては、理由を付して箕面商工会議所宛に提出すること。
- (2) 配送にあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」に定める事項を遵守すること。
- (3) 配送料の請求は月毎に行い、支払い請求書をもとに受託者の指定する金融口座へ当商工会議所は支払うものとする。
- (4) 本仕様書について疑義または変更の必要が生じたときは、その都度当商工会議所と協議し、その指示を受ける本野とする。
- (5) 当商工会議所は、受注者に対し、上記に規定する各業務の実施にあたり、個別に必要な事項について指示するものとする。

10、見積方法

- (1) 本仕様書に基づき、情報誌「商工会議所みのお」の箕面市内・箕面市外における1通あたりの配送に伴う単価を明記すること
- (2) 同封物については、封入物1部当たりの見積金額を明記すること。
※配送料金の詳細等ある場合は、重量別料金等分かりやすく明記すること。

11、提出期限

令和7年2月14日(金)

個人情報取扱特記事項

箕面商工会議所(以下「甲」という。)と受託者(以下「乙」という。)は、箕面商工会議所情報誌「商工会議所みのお」配送業務契約締結にあたり、以下の事について確認する。

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ)の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知、教育)

第3 乙は、この業務に従事している者に対し在職中および退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知し、又は意識の向上を図るため必要な教育を行わなければならない。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を適正に管理し、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(責任者及び作業場所の明確化)

第7 乙は、この契約による業務を実施する際は、あらかじめ責任者及び作業場所を明確にしておかなければならない。

(複写、複製及び移動の制限)

第8 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を甲の指示又は承諾があるときを除き、複写、複製又は他の場所に移動してはならない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(市による監査又は検査)

第10 甲は、乙に対し、この契約による個人情報の取り扱い状況を確認するため、監査又は検査を行うことができる。この場合、乙は正当な理由なくこれを拒否することはできない。

(資料等の返還)

第11 乙は、この契約による業務を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事故の公表)

第13 乙が、この個人情報取扱特記事項に違反したことにより、事件又は事故が発生した場合には、甲は当該事故等の公表を行うことができる。

(損害賠償責任)

第14 乙が、この個人情報取扱特記事項に違反したことにより、被害が発生し、その賠償が求められた場合には、乙がその責任を負うものとする。